

平成 29 年 9 月 農業委員会定例会議事録

日時	平成 29 年 9 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分～		
場所	さぬき市役所 3 階 301・302 会議室		
	議事録署名委員の指名について		
日程第 1	諸報告		
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 号～ 2 号)	
日程第 3	農地法第 4 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 3 号)	
日程第 4	農地法第 5 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 4 号～ 5 号)	
日程第 5	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第 6 号)	
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第 1 号)	
日程第 6	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第 7 号)	
日程第 7	その他		
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 18 松原俊幸 (会長)		
欠席委員	17 岩崎治樹(会長職務代理者)		
事務局	藤井浩局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 佐藤仁美副主幹		
農林水産課	杉浦寿副主幹		
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員		
傍聴者	無		

議長（会長）	<p>ご案内を申しあげました平成29年9月農業委員会定例会の定刻が参りましたので、開会致します。みなさん、こんにちは。18号台風の後片付けなど大変お忙し中、ご出席いただきましてありがとうございます。昨日の講演会への出席ありがとうございました。高松の南部農協で開催されました研修会やフォーラム2017に出席いただきましたこと誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議題は少ないので、その他の時間で新たな農業委員もおりますので、30分ぐらい意見交換の時間を取りたいと思います。それでは、定例会議題の進行を始めさせていただきます。</p> <p>なお、本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。</p> <p>では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは5番松岡委員さん、6番稲田委員さん、よろしくお願ひします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。</p>
事務局	<p>使用貸借終了農地返還通知については、第1号は病気等で労力不足、第2号は借り手の変更、第3号、第4号はその他、利用権の中途解約について報告。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号及び第2号を議題とし上程します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>第1号議案、第2号議案については、●●●●●●●●の案件で経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は●●●●●を伴うものです。いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p> <p>●●地区からお願いします。</p>
大塚ノブ子委員	<p>第1号議案です。9月14日に推進委員の池田さん、岡谷さんと私3人で、現地を見まして、全て田、聞き取りをして2筆で1枚になっているのも確認しました。3人で検討しました結果、管理も十分できており、問題ないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。</p>
十河道夫委員	<p>それでは、ご報告申し上げます。この案件については、●●●●で、●●●●から●●●●へと●●●、特に問題はございませんので報告致します。</p>

議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第1号及び第2号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第1号及び第2号につきましてお諮りします。議案第1号及び第2号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号及び第2号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第3号を議題とし上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第4号案件は1件あり、面積にして1,488㎡3筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第3号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区の関係案件ですので、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。
芳竹和政委員	それでは●●地区から、昨日午前7時から現地を確認致しました。丘の上で既に耕作していない状態で、草もびっしり生えており、耕作していない。みなさんと審議した結果、止むを得ないだろうとなりました。ご審議よろしくお願ひします。
議長（会長）	●●地区代表委員の報告が終わりました。議案第3号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ご意見ございませんか。
全委員	発言なし。
議長（会長）	それでは、議案第3号につきましてお諮りします。議案第3号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

議長（会長）	日程第4 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第4号及び第5号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第5号案件は2件あり、面積にして479㎡2筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第4号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●で、農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。 議案第5号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●です。併せ利用地があり、隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区の関係案件ですので、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。
十河道夫委員	議案第4号は、除外申請手続きも済んでおり、隣接同意、水利組合、関係団体などの調整も整っており、問題はないと、ご審議の方よろしくお願い致します。
藤澤 明委員	議案第5号の内容につきましては、現地確認しまして問題ないと確認致しました。ご審議の方よろしくお願い致します。
議長（会長）	●●地区代表委員の報告が終わりました。 議案第4号及び第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第4号及び第5号につきまして、お諮りします。議案第4号及び第5号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第5 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第6号を上程致します。では、事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをお開きください。会長提出議案6号についてご説明致します。個人が5件、中間管理機構が9件の合計14件となっております。14件の内新規

が10件、再設定が4件でございます。14件のうち、賃借権が3件、使用貸借権が11件でございます。賃借権の内訳としまして、現金10,000円が1件、5,000円が1件、2,000円が1件となっております。期間については、10年が6件、6年が4件、5年が3件、3年が1件となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。
尚、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号等指定の上、ご発言下さい。

小川義洋委員 中間管理機構の権利、賃借権と使用貸借権があるが、それは、出し手の意向。

農地集積専門員 出し手を含めて、ご本人らの交渉によるものであります。

小川義洋委員 借り手も決まっているのか。

農地集積専門員 農地機構の基準等に基づいて、出し手近くの方で集積が目的になるので。

議長（会長） 他にございませんか。

全委員 質疑なし。

議長（会長） それでは、議案第6号について、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることといたします。

議長（会長） それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） 暫時、休憩致します。
（資料配布）

議長（会長） 再開します。
それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画の承認について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局	今月は、農用地利用配分計画18件について説明します。貸付先は個人が13件、法人が5件で全て区域内となっており、新規が4件あります。設定する権利等については賃借権が9件、使用賃借権が9件です。期間は10年が4件、6年が7件、5年3件、3年が4件となっております。利用内容は野菜、水稲が中心となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。
議長（会長）	日程第6 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第7号を議題と致します。事務局より説明を求めます。
事務局	農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。 ●●●●、●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地●、●●さんの生年月日は昭和●●年●月●●日です。営農類型は、ミニトマト及び水稲です。詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。 継続に基づく農業経営改善計画の説明。 ●●●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地、生年月日は昭和●●年●月●●日です。営農類型は、水稲及び露地野菜です。詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。 新規に基づく農業経営改善計画の説明。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので●●地区の代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。
楠 豊委員	それでは、ご報告致します。昨日9月19日火曜日に●●支所にて午前9時より●●さん、●●さん、農業委員2名で整理しているのを報告致します。●●さん、●●さんの経営内容等につきましては、事務局からの説明のとおりであります。●●さんは、地元でも熱心に耕作しており、また、●●さんはJAミニトマト部会長もやられ、農業士資格も持たれ、申し分のないものであります。
議長（会長）	●●地区代表委員の報告が終わりました。議案第7号について質疑等がありましたら発言認めます。

蓮池秋男委員	どのようにして認定農業者になられるのか。農業経営改善計画の必要はあるのか。
農林水産課	農業経営改善計画については、農業経営基盤強化促進法に定められておりまして、その地区の担い手になられる方には認定ができます。国の方針・制度があります。認定制度を活用し、地区をまとめてもらい、これからの農業を頑張っていこうと。それと更には、認定を受けることによっての特典は、国や県の補助事業や有利な資金を利用できることです。
蓮池秋男委員	メリットあるのか。
農林水産課	●●さんの場合だと、農地の経営拡大、機構を通じて借りる場合の優遇とか、農業機械設備の有利な資金を利用できる。
蓮池秋男委員	簡単に言うたら、支援が受けやすい。
農林水産課	そういう目的になる。
議長（会長）	融資対象受けやすい。非農家さんであれば、関係ない。
議長（会長）	他にございませんか。
大塚ノブ子委員	年間農業所得の意味は。
農林水産課	農業所得なので。売上から諸経費を引いたものです。
蓮池秋男委員	目標は480万円以上必要か。
農林水産課	さぬき市は470万円。
藤澤 明委員	●●さんは●●ですが、認定は2人で提出できるのか。
農林水産課	それぞれの方が認定農業者として扱われる。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第7号についてお諮りいたします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。

議長（会長） 本日、上程の議案については以上ですが、日程第7その他で何かありましたら発言をお願いします。

事務局 農家相談実施日周知、ファーマーズフォーラム2017実績報告、農業者年金加入説明、全国農業新聞契約説明。

議長（会長） 他にございませんか。

全委員 下限面積、全国農業新聞、農地転用、農作業野焼き、合筆について意見交換。

議長（会長） 以上をもちまして、平成29年9月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（14時37分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 5 番

署名委員 6 番